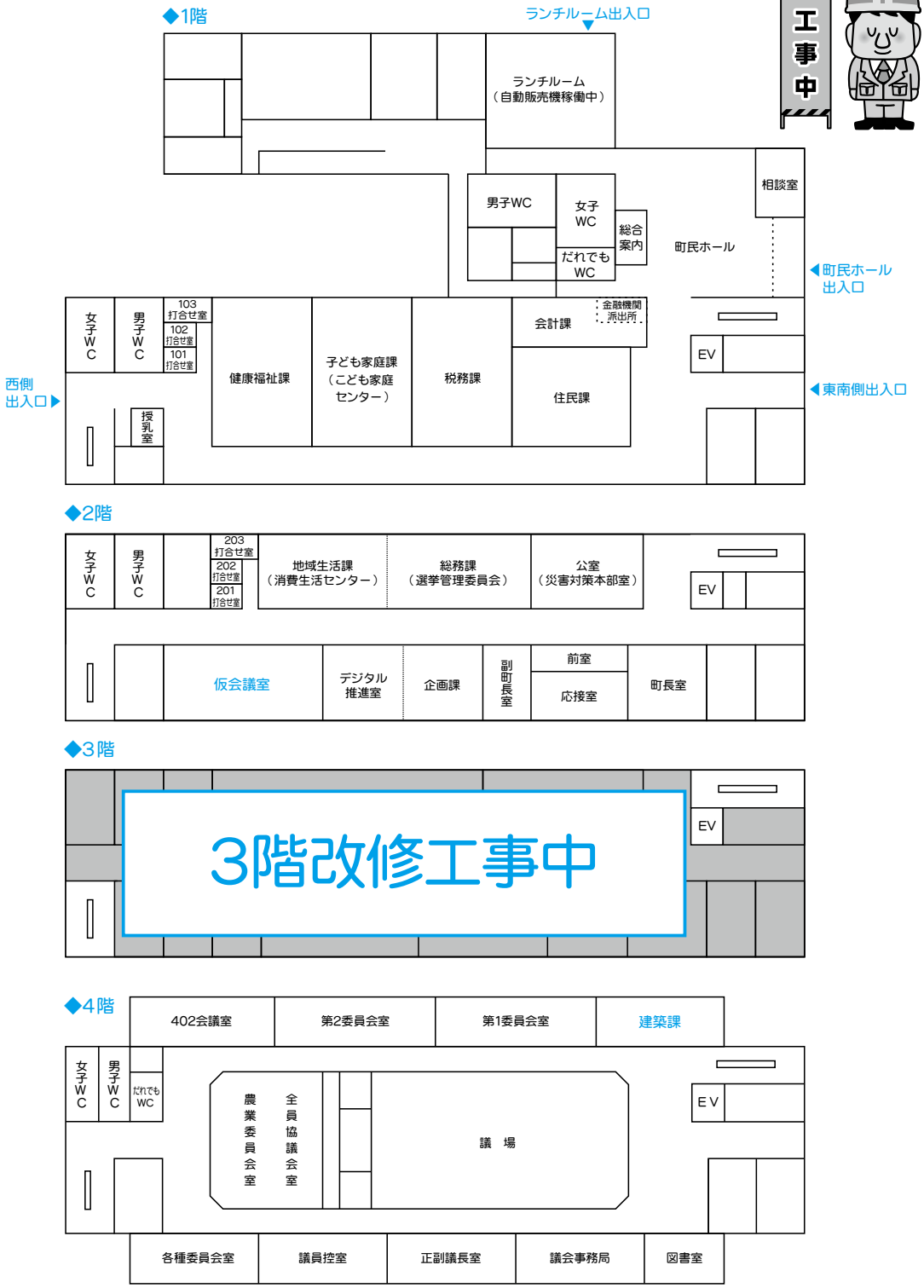
庁舎内部大規模改修工事のお知らせ

上三川町役場庁舎の内部大規模改修工事を実施しています。工事に伴い、庁舎執務室の配置が変更になっています。



◆役場庁舎仮配置図



その他　１１月は、３階で改修工事を実施しています。

工事は解体作業を伴い、騒音が発生する場合があります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。
なお、農政課（農業委員会事務局を含む）・商工課・都市建設課・上下水道課の４課は、仮庁舎（旧中央公民館）へ移動し、業務を行っています。

▶問い合わせ先＝総務課　庁舎改修班　☎0285（56）9174　建築課　建築係　☎0285（56）9148

令和8年11月9日～15日

秋の火災予防運動

期間中、上三川町はサイレンを鳴らします。（夕方６時）

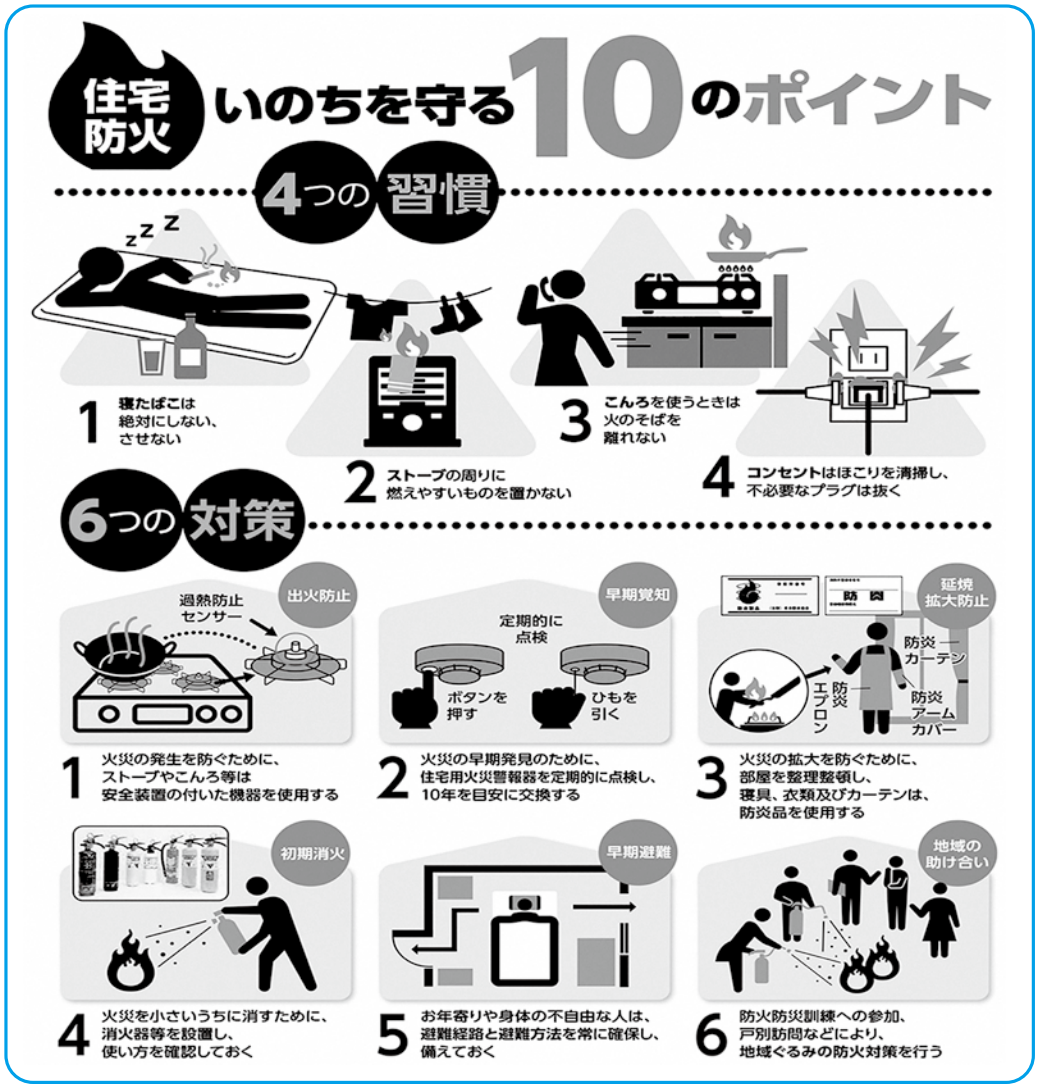
住宅用火災警報器は設置していますか？

住宅用火災警報器は消防法・火災予防条例により**すべての住宅に設置が義務**付けられています。**寝室**や**階段**の天井、壁面に住宅用火災警報器を設置して火災が発生した場合の逃げ遅れを防止しましょう。

第４６回石橋地区少年消防クラブ防火標語展　≪秋季最優秀作品≫

『消せる火か　二度と消えない　後悔か』

上三川町立本郷中学校　３年　上野（うえの）　楓我（ふうが）さん



消防・災害メールは
こちらのQRコードから
登録できます。

火災と救急・救助は「119番」

下野市・壬生町・上三川町
石橋地区消防団連絡協議会
石橋地区危険物保安協会
石橋地区女性防火クラブ連絡協議会

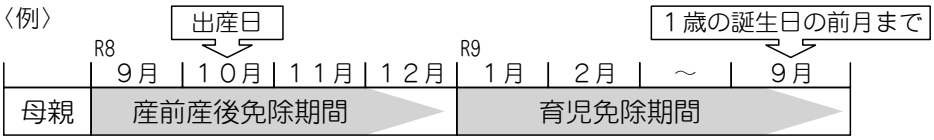
▶問い合わせ先＝石橋地区消防組合（代表）　☎0285（53）1119
総務課　防災係　☎0285（56）9115

令和８年１０月から国民年金第１号被保険者の育児期間における保険料免除制度が始まりました

育児免除期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして将来の老齢基礎年金の受給額に反映されます。

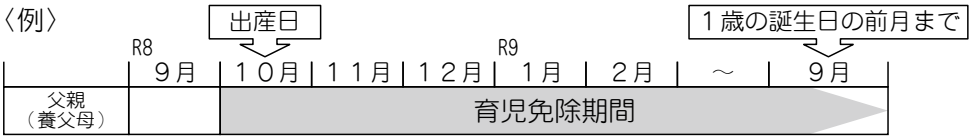
●対象者：１歳になるまでの子を養育する国民年金第１号被保険者である実父母・養父母
子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。
（１）子と身分（親子）関係が継続していること
（２）子と同一住所であること

●免除期間
◇**実母の場合**：産前産後免除期間に引き続く９か月間
（産前産後免除期間と合わせて最大１３か月間）



※産前産後免除該当者（実母）の産前産後免除期間が令和８年９月以降に終了した後、引き続き子を養育している方は申請は不要です。なお、申請が不要な方には「育児免除該当通知書」が送付されます。
（外国籍の方は実母であっても別途申請が必要になります。）
引き続き子を養育していることを日本年金機構で確認できなかった場合、「産前産後免除期間終了のお知らせ」が送付されます。届いた方は育児免除の申請が必要です。

◇**実父または養父母の場合**：子を養育することとなった日の属する月から、１歳になる誕生日の前月までの最大１２か月間（申請が必要）



◇**制度施行（令和８年１０月）前から子を養育していて、制度施行時点で１歳未満の場合**
：令和８年１０月１日以降、子が１歳になる誕生日の前月までの期間（申請が必要）



●必要なもの：窓口に来られる方の顔写真つきの公的身分証明書
親と子のマイナンバーのわかるもの

※外国籍の方は、別途「外国籍である者が所属する国の公的機関が発行する親子関係の証明書及び翻訳人を明記した和訳文」が必要です。

マイナポータルで電子申請ができます（２４時間受付）
◀マイナポータル（ウェブサイト）

▶問い合わせ先＝住民課　国保年金係　☎0285（56）9134
宇都宮西年金事務所　☎028（622）4281

お酒を飲みすぎていませんか？ 11月10日から16日は

アルコール関連問題啓発週間です！

お酒が健康に与える害

アルコールの影響は肝臓だけでなく全身に及び、様々な健康障害をもたらします。

狭心症、心筋梗塞

脂肪肝、肝硬変
胃炎、膵炎



脳の萎縮、認知症
うつ病

口腔がん、食道がん
大腸がん

お酒の適量を知っていますか？

純アルコール量で２０ｇに相当する量が１日の適量です。
これを超えると死亡率が増加することに基づいています。
女性や高齢者はこの量の半分程度が目安となります。



お酒の種類	ビール	日本酒	ワイン	焼酎	ウイスキー
目安量	中瓶１本 500ml	１合 180ml	グラス２杯 200ml	半合 25 度 100ml 35 度 70ml	ダブル１杯 60ml

健康に配慮した飲酒に関するガイドライン（厚労省）

自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけましょう！

▶問い合わせ先＝健康福祉課　成人健康係　☎0285（56）9133

食事を見直して“糖尿病”を予防しましょう！

栃木県では、世界糖尿病デー（１１月１４日）がある１１月を「糖尿病予防・重症化防止強化月間」に定めています。

糖質の多いごはんやパン、麺の料理といった「主食」だけでの食事を減らし、野菜を使った料理の「副菜」も毎回の食事で摂るように心がけて、高血糖を予防しましょう！



“糖尿病”の予防をテーマに料理教室『元気アップ栄養教室』を開催します！

▶対象者＝町民で１８歳以上の方
▶日　時＝１２月１０日（木）午前１０時～正午
▶場　所＝上三川いきいきプラザ
▶内　容＝管理栄養士によるミニ講話「血糖値の上がりにくい食べ方」
　　調理実習※「食生活改善推進員のおすすめ料理」　※作った料理は持ち帰りになります
▶参加費＝５００円
▶申込み＝１２月３日（木）までに成人健康係へお電話または申込みフォームから
▶共　催＝上三川町食生活改善推進協議会

ご予約はこちらから

▶問い合わせ先＝健康福祉課　成人健康係　☎0285（56）9133

子育て短期支援事業（ショートステイ）



ショートステイとは、家庭においてお子さんをみることが一時的に困難となった場合に、児童養護施設や乳児院で短期間お預かりするサービスです。

▶利用対象者＝町内在住の１８歳未満のお子さんとその保護者
▶利用事由＝保護者が病気にかかった時
保護者に育児疲れや育児不安等がある時
保護者が冠婚葬祭、学校等の行事に参加するために、一時的に家を空ける時など
▶実施施設＝児童養護施設・・・あかつき寮　真岡市東郷８０８
きずな　宇都宮市睦町３－７
下野三楽園　宇都宮市下小池町１９４
乳児院・・・宇都宮乳児院　宇都宮市竹林町９４５－１
すみれ乳児院　小山市三峯２－１－２１
※お子さんの健康状態や、施設の空き状況等によりお預かりできない場合があります。
※母子一緒に利用できる施設もありますので、詳細はお問い合わせください。
▶利用料＝お子さん１人１日当たり
２歳未満児　５，３５０円
２歳以上児　２，７５０円
※生活保護世帯、町民税非課税世帯、ひとり親世帯などの方は利用料の減免があります。
※母子一緒の利用は、区分や料金が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

▶申し込み先・問い合わせ先＝子ども家庭課　相談支援係　☎0285（56）9137

令和9年度 放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用申込みのお知らせ

放課後児童クラブは保護者が就労等により昼間家庭で保育を受けられない児童のための施設です。令和９年度の利用申込みを下記のとおり開始します。

詳しくはこちら

▶申込受付期間＝１１月２日（月）～３０日（月）（土・日・祝日を除く）
▶受付場所＝役場１階　子ども家庭課窓口または各放課後児童クラブ
▶受付時間＝【子ども家庭課の場合】午前８時３０分～午後５時１５分（正午～午後１時を除く）
【各放課後児童クラブの場合】各小学校下校時～午後６時
▶提出書類＝①放課後児童クラブ利用許可申請書（様式第１号）
②就労証明書（様式第２号）
※就労終了時間が児童の下校時以降の証明書であることが必要です。（長期休業期間または土曜日のみの利用を予定している場合は、就労終了時間は特段の定めはございません。）
※両親及び６５歳未満の同居の祖父母（世帯が分かれていても、同住所の場合は同居扱いとします。）全員分が必要です。
※就労以外（出産・障がい・疾病・介護等）の理由で、児童を保育することができない場合は、そのことを証する書類を添付してください。
③保育料減免申請書（様式第１０号）（減免対象保護者のみ提出）
▶注意事項＝①定員を大きく超える申込みがあった場合は、優先基準に基づき入所を決定します。（先着順ではありません。）受付期間を過ぎて申込みされた場合、受付期間内に申込まれた方が優先となります。
②放課後児童クラブの新年度（令和９年度）申込みは全学年の児童が対象です。新２年生から新６年生までの保護者で、新年度から新規に利用を希望する方、放課後児童クラブを利用中であり、次年度も引き続き利用を希望する方は、必ずお申込みください。
③申込書類を各放課後児童クラブや町子ども家庭課でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードしてください。

▶問い合わせ先＝子ども家庭課　子育て係　☎0285（56）9130

ファミリー・サポート・センター
提供会員・依頼会員を募集しています

◎ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人と、行いたい人が会員になり地域で子育てを支えあう有償のボランティア活動です。

☆幼稚園・保育園・習い事への送り迎え
☆学童保育から習い事への送り迎え
☆上の子の参観日や遠足・運動会の時に、下の子をお預かり
☆少しの時間だけど預かってほしい時・・・など



◎会員の条件

［提供会員］町内に居住している２０歳以上の方で、心身ともに健康な方。
※申し込み後に指定する講習の受講が必要です。
［依頼会員］町内に居住または、勤務している方で、生後６か月から小学６年生以下のお子さんの保護者。

◎報酬（ファミリー・サポート・センターの利用料金）

保育	月曜日から金曜日の午前７時から午後７時まで	１時間あたり７００円
	土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間帯	１時間あたり８００円
送迎	交通費（自家用車利用時）	１回あたり２００円
	公共交通機関、タクシーを使用した場合	実費
食事	食事（ミルクを含む）の提供をした場合	実費

※興味がある方のお問合せ、お待ちしております。

▶問い合わせ先＝子ども家庭課　相談支援係　☎0285（56）9137
（ファミリー・サポート・センター事務局）

交通安全賛助会員募集中！

町には、交通安全活動を推進することを目的とする交通安全団体があります。
主な活動は、年３回実施される交通安全運動期間での啓発活動や、交通事故多発警報が発令された際の緊急啓発活動です。
当団体の活動にご賛同・ご協力いただける町内事業所の賛助会員を随時募集しております。賛助金は、地域交通安全推進のため、交通安全啓発品や看板、横断旗の購入等、有効に活用させていただきます。

［賛助金］

従業員数	１０人以下	１１人～５０人	５１人～３００人	３００人以上
金額	３,０００円	５,０００円	１０,０００円	３０,０００円



［振込先］

銀行	支店	口座番号	名義
足利銀行	上三川支店	普通３０７１５１１	下野地区交通安全協会上三川支部長 浜野真

［窓口受付］
役場２階地域生活課窓口

▶問い合わせ先＝地域生活課　生活係　☎0285（56）9129

窓口業務の受付時間が短縮になります

令和９年１月から、各課等において対面で行う窓口業務の受付時間が変わります。これに伴い、窓口受付時間を除いては来庁者の方の立ち入りが制限されます。
役場庁舎・仮庁舎・ＯＲＩＧＡＭＩプラザ内の教育委員会事務局のすべての課を対象に実施しますので、ご来庁の際はご注意ください。

	令和８年12月まで	令和９年１月から（試行運用の開始）
窓口受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで	午前９時から午後４時３０分まで
住民課の窓口延長	毎週木曜日の窓口受付時間終了後から午後７時まで	



グリーストラップを使用している飲食店のみなさまへ

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために厨房の排出先に設置されています。

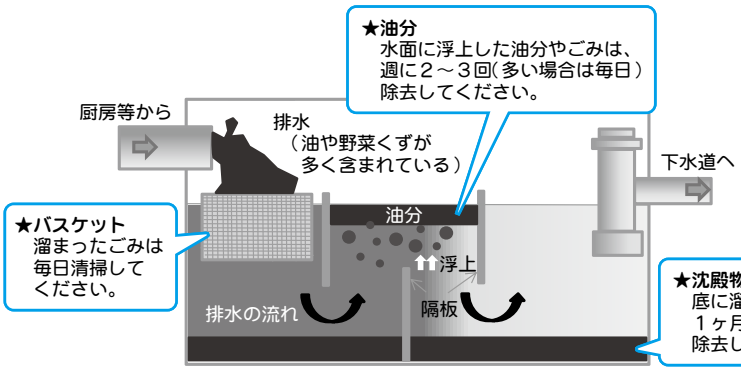
冬場は排水管内で油脂分が冷やされ固着することによって、非常に詰まりやすい状況になります。

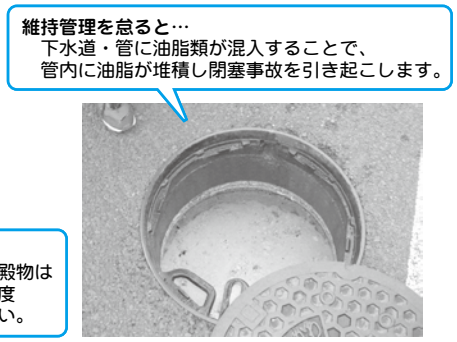
排水管が詰まった場合、宅内の排水設備の修繕費用はお客様負担となり、管路清掃には多額の費用がかかってしまいます。

また、下水道本管であっても、お客様の過失と判断された場合、復旧に要した費用をお客様にご負担いただく場合もありますので、グリーストラップの定期的な清掃をよろしくお願いします。

一般的な維持管理方法は下記のとおりです。利用状況によって、排出する油脂分やごみの量が異なりますので、排出量に応じた適切な管理をお願いします。

グリーストラップの定期点検をお願いします！





▶問い合わせ先＝上下水道課　下水道業務係　☎0285（56）9167

上三川町文化協会芸術文化公演会
「倉沢大樹エレクトーンコンサート PRE CHRISTMAS CONCERT」



▶出　　演＝エレクトーン奏者　倉沢（くらさわ）　大樹（だいじゅ）
▶日 に ち＝１１月２９日(日)
▶時　　間＝午後１時開場　１時３０分開演　３時終演
▶会　　場＝ＯＲＩＧＡＭＩプラザ　上三川日産ホール
▶定　　員＝３００名程度　※定員になり次第締め切り
▶参 加 費＝無料
▶後　　援＝上三川町教育委員会
▶申　　込＝電話またはＱＲ

エレクトーン奏者▶
倉沢　大樹



申込フォーム

▶受付開始＝電話：４日(水)午前９時～(平日午前８時３０分～午後５時１５分)　Ｗｅｂ：１日(日)午前９時～

▶申込・問い合わせ先＝生涯学習課　文化係　☎0285（56）3510　※当日のみ＝0285（56）9159

新たな斎場の整備のお知らせ

芳賀地区広域行政事務組合の現斎場は、供用開始から４８年が経過し、施設全体の老朽化が進み、今後の超高齢化社会やバリアフリーなどへの対応も課題となっています。そのため、今後も利用者の方が安心して故人とのお別れができるよう、新たな斎場の整備を進めています。

位置について

真岡市下大田和地内
敷地面積 約２４，０００㎡



新斎場について（主なものを記載）

・火葬炉　６炉（現４炉）
・告別・収骨室　３室
　（現在はホールのみ）
・待合室　６室（洋室）
　（現在は和室２室、洋室２室）

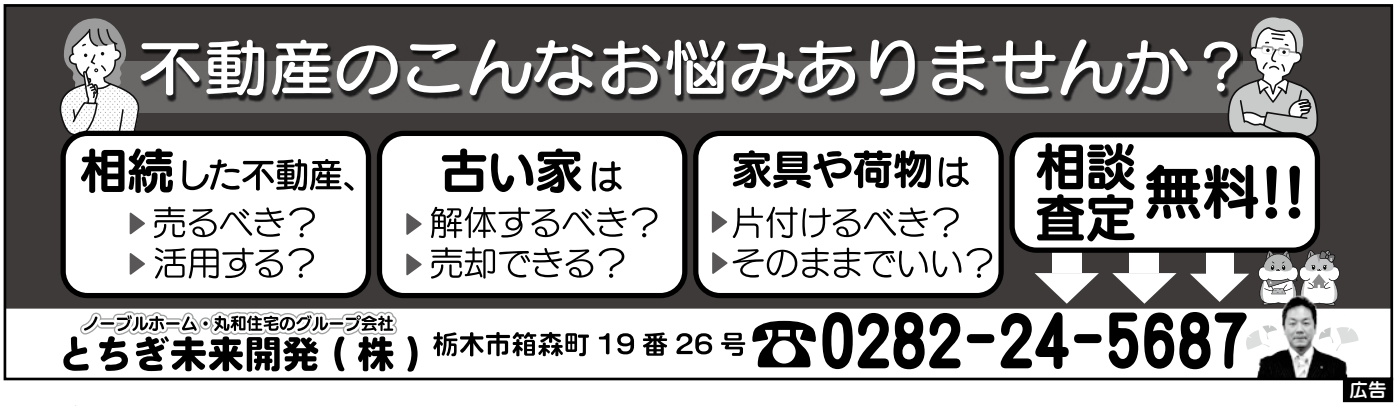
今後の整備スケジュール

・令和１０年度　建設工事着手
・令和１２年度　供用開始（予定）





▶問い合わせ先＝芳賀地区広域行政事務組合　施設整備室　☎0285（82）9151
地域生活課　環境係　☎0285（56）9131



第４回

ご存じですか？民生委員児童委員

こんにちは　民生委員児童委員です！

上三川町民生委員児童委員協議会には、会長の他、地区ごとに副会長がいます。副会長の役割は、会長を補佐したり、地区の委員の相談に乗ったりと様々です。

今回は、民生委員児童委員として長く活動されている宇佐美（うさみ）副会長にお話をお伺いしました。

宇佐美（うさみ）副会長のお話

民生委員児童委員の担い手が不足する中、４期１２年が経過し、５期目の委嘱を受けました。

１２年間で、社会を取り巻く環境は大きく変化しました。少子高齢化の進行や価値観、生活様式の変化による家族や地域のつながりの希薄化に伴い、地域を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。



くろねえ会議に出席する宇佐美（うさみ）副会長（写真中央）

民生委員は、同じ地域に住み、同じ立場に立った「身近な相談相手」です。悩みごとの多くは、当人の努力不足だけが原因で生じた訳ではありません。悩みごとを持つ地域の方を行政等の専門機関へ**「つなぐ」**こと、地域の中で**「孤立しない、させない」**関係を築いていくことが大切だと思っています。

訪問時には、ユーモアを心掛けて地域の方と接しています。民生委員活動を通じて、多くを学び、地域の中での出会いに癒されることに感謝しています。**「お世話になります」「ありがとうございます」**の言葉を心にとめて、微力ながら地域の方々とのつながりを続けていけたらと思います。

▶問い合わせ先＝健康福祉課　社会福祉係　☎0285（56）9190

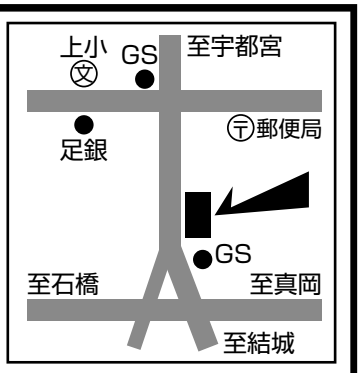
日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮しの店 海老原善次商店

プレミアム商品券使えます。
商品１個から配達します。 ☎ 0285-56-2065

ギャラリー＆多目的スペース やねうら ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879　FAX 0285-56-0390　URL https://ebiharashouten.jp/



広告

特殊詐欺撃退機器
購入費補助金のお知らせ

現在、町では特殊詐欺撃退機器購入費補助事業を行っています。近年、行政機関や郵便局などを語り、自動音声ガイダンスを利用して個人情報を聞き出す不審な電話が増えています。対策の１つとして防犯機能のついた電話機を使うことが有効です。特殊詐欺撃退機器を利用して、特殊詐欺を未然に防ぎましょう。

▶対 象 者＝上三川町に住む６５歳以上の方（以下のいずれかの場合）
①６５歳以上の方のみの世帯
②家族と同居しているが６５歳以上の方のみとなる時間帯のある世帯
※過去に本事業による補助を受けた方は対象外となります。

▶対象機器＝特殊詐欺撃退機能のある電話機又は電話機に外部接続可能な機器
（以下のいずれかの機能）
①電話の相手に警告音声を発する機能、かつ、通話内容を自動録音する機能
②特殊詐欺等の迷惑電話を自動判別し、着信拒否又はランプ等で警告表示する機能

▶対象機器購入先＝上三川町にある電気店等での購入

▶申請期限＝購入した日の翌日から起算して１年以内

▶補助金額＝購入費用の２分の１（上限５，０００円）※１，０００円未満切捨て

▶必要書類等（申請書類は地域生活課窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。）
・交付申請書兼実績報告書
・交付請求書
・調査同意書
・領収書の写し
・カタログ又は取扱説明書の写し
・振込先のわかるもの（通帳等）
・はんこ



ホームページ

▶申請方法＝必要書類等をそろえて地域生活課生活係にご提出ください。

ご不明な点がありましたらお気軽に下記担当までご相談ください。

▶問い合わせ先＝地域生活課　生活係　☎0285（56）9129



初心者が「スマホを使える」までをサポート！

受講無料の楽しく理解できるスマホ教室！

スマートフォンを持っているけど使い方がよくわからない方や、スマートフォンの購入を検討している方を対象とした、初心者向けのスマホ教室を行いますので、是非お申し込みください。



▶日程内容＝下表のとおり（各コース同内容となります）

Aコース（午前の部）全２回	Bコース（午後の部）全２回
＜第１回＞ ▶日時＝１２月９日（水）午前９：３０～１１：４５	＜第１回＞ ▶日時＝１２月９日（水）午後１：３０～３：４５
▶内容＝電源の入れ方・ボタン操作の仕方を理解しよう、 カメラを使おう、インターネットを使ってみよう	
＜第２回＞ ▶日時＝１２月１６日（水）午前９：３０～１１：４５	＜第２回＞ ▶日時＝１２月１６日（水）午後１：３０～３：４５
▶内容＝地図アプリ（Ｇｏｏｇｌｅマップ）を使おう、 メッセージアプリ（ＬＩＮＥ）を使おう	

▶場　　所＝ＯＲＩＧＡＭＩプラザ　学習室２
▶対　　象＝上三川町民はどなたでもご参加いただけます。
（手話通訳者が必要な方は、申込み時にご相談ください。）
▶定　　員＝各コース１５名（先着順）
▶持 ち 物＝ご自身のスマートフォン
（お持ちでない方は貸出用で受講いただけます。）
▶講　　師＝株式会社ハヤブサドットコム　スマホ教室専門スタッフ
▶申込期間＝１１月１６日（月）午前８時３０分から１２月２日（水）午後５時まで
▶備　　考＝当日は開始時刻１５分前から受付を行います。


以前実施した様子

申込先

電話の場合：0285（56）9188（平日 午前8時30分～午後5時）
はじめに、スマホ教室に申し込みたい旨お伝え下さい。
インターネットの場合：右記のQRまたは下記のURLから。
https://logoform.jp/form/a2oj/1831031

▶問い合わせ先＝デジタル推進室　デジタル推進係　☎0285（56）9188



職種

住宅リフォーム事業者団体 国土交通大臣登録

とうしょうくん®

戸建もお見積り無料！

株式会社 東昭こすも 河内郡上三川町多功1928-1

人材募集

取引先は大手企業多数！
「高収入」・「将来の安定」そして
「一生モノのスキル」を手に入れてください。

①総合現場管理者 ②鉄塔塗装工 ③建築塗装工 ④ブラストエ

昇給年1回、社会保険完備、寮完備、車通勤可

まずはお気軽にご連絡ください！ 東昭こすも 検索

広告

上三川こぼれ話　第47話「人力車」

現在は浅草や京都などの観光地で、車夫の軽快なトークを聞きつつ名所名跡を巡って楽しむ乗り物、という印象が強い人力車ですが、明治、大正の頃は人々の交通手段として広く普及し使われていました。

人力車は、西洋の馬車に着想を得て作られた日本生まれの乗り物で、１８６９（明治２）年に日本橋で料理人として働いていた和泉要助（いずみようすけ）とその友人たちが考案しました。その後、急速に全国へと広がり、栃木県では１８７３（明治６）年に人力車で生計を立てたいという人が続出し、当時の県令鍋島幹（なべしまみき）は営業許可証や車両登録などの鑑札（かんさつ）を出して取り締まりを行ったほどだったそうです。

人力車業が急速に広まったことで、不当な賃金や酒を要求する車夫が後を絶たず、問題となりました。そこで、正当な賃金等を定めた人力車取締法や人力車取締規則などがつくられ、取り締まりが強化しました。

河内郡においても人力車は活躍しており、郡内の人力車数の推移をみると、日本鉄道会社の東北線が開通して宇都宮駅が開業したことで人力車の数は激増しました。そのころの人力車数は５３２両もあり、その約８３パーセントが宇都宮町を中心に稼働していました。人が集中する都市部でよく利用されていた様子がうかがえますね。

上三川地区３町村でも、人口の多かった上三川町を中心に稼働していました。

このように人々の大切な交通手段として広く普及した人力車でしたが、大正時代に入り、自動車が普及するとともに急速に衰退し、昭和１０年頃には、町内では４両しかなくなってしまいました。

▶問い合わせ先＝生涯学習課　文化係　☎0285（56）3510

消費生活センターにご相談ください　消費豆知識 160

日頃から利用している事業者からのメールもフィッシングを疑いましょう！



事　例

普段から利用しているアプリの名前でスマホにメールが届いた。「登録している支払い方法に確認が必要な状態」「更新が遅れるとストアでアプリが購入できなくなる」などと書いてあったので、記載のＵＲＬからアクセスして、クレジットカード番号等を入力し支払い情報を更新した。ところがその後、ネットショッピングで約２５万円の利用を知らせるメールが届いた。どうしたらよいか。

- 実在する事業者をかたるメールやＳＭＳを送信し、そこに記載されたＵＲＬをクリック等させ、ニセのウェブサイトに誘導することで、パスワードやクレジットカード番号などを盗み取るフィッシング詐欺に関する手口は後を絶ちません。日頃利用している事業者や公的機関などのメールやＳＭＳであっても、まずは、フィッシング詐欺を疑いましょう。
- 記載されているＵＲＬには直接アクセスせず、正規サイトのＵＲＬや、正規のアプリからアクセスしましょう。仮にリンク先にアクセスしてしまっても、クレジットカード番号などは入力せず、そのサイト上にあるアプリもダウンロードしないことが大切です。
- 不正利用に早く気付けるためには、クレジットカード等の明細はこまめに確認しましょう。

▶相談日時＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時
▶相談場所＝上三川町消費生活センター（役場2階 地域生活課内）
▶相談専用電話 ＝ ☎0285（56）9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188（いやや）でもつながります。